

■名古屋文理大学文化フォーラム 施設使用料

(単位：円)

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：30	9：00～21：30
大ホール	平 日	26,230	34,960	39,280	97,510
	祝休日	32,770	43,690	49,090	116,460
大ホール	楽屋 1	830	1,110	1,220	3,160
	楽屋 2	830	1,110	1,220	3,160
	楽屋 3	410	550	610	1,570
	楽屋 4	410	550	610	1,570
	楽屋 5	410	550	610	1,570
	楽屋 6	610	820	890	2,320
練習室 1		1,300	1,730	1,890	4,920
練習室 2		1,300	1,730	1,890	4,920
練習室 3		1,910	2,550	2,790	7,250
小ホール	平 日	3,810	5,080	5,730	14,200
	祝休日	4,750	6,340	7,160	17,010
中ホール	平 日	12,010	16,020	18,000	44,680
	祝休日	15,000	20,000	22,490	53,410
中ホール	楽屋 7	410	550	610	1,570
	楽屋 8	410	550	610	1,570
	楽屋 9	410	550	610	1,570
	楽屋 10	410	550	610	1,570
	楽屋 11	410	550	610	1,570
練習室 4		2,420	3,230	3,530	9,180
視聴覚室		2,020	2,700	2,950	7,670
会議室		1,490	1,990	2,180	5,660
講習室 1		830	1,110	1,220	3,160
講習室 2		830	1,110	1,220	3,160
研修室		1,830	2,440	2,660	6,930
和室 1		990	1,320	1,440	3,750
和室 2		2,000	2,670	2,920	7,590

備 考

- この表中「祝休日」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を用いる。
- 大、中及び小ホールを利用日前日に準備又はリハーサルに利用する場合は、この表に定める使用料の3割相当の額とする。
- 大、中及び小ホールを利用するに当たり、入場料若しくはこれに類するもの(入場料、会費、その他名称のいかんに関わらず、入場することに関し徴収する入場対価をいう。)を徴収する場合は、次の表の使用料とする。

入場料等の最高額	使用料
1,000円以下の額	この表の使用料
1,000円を超え、3,000円以下の額	この表の使用料の2倍の額
3,000円を超える額	この表の使用料の3倍の額

- 各施設を商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、小ホールを利用する場合で市内に事業所等を有しない者にあつては、この表に定める使用料の5倍の額とする。
- 利用当日に利用時間を繰り上げ又は延長する場合は、1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき、この表に定める使用料の3割相当の額とする。
- 使用料の算出額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。